

2010年12月6日

千葉県市原市姉崎3426-3

帝京大学ちば総合医療センター内

医療報道を考える臨床医の会

発起人代表 小松恒彦 殿

東京都港区虎ノ門5-3-20

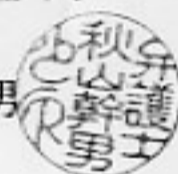
仙石山アネックス308号室

秋山幹男法律事務所

TEL 03 (3431) 3973

株式会社朝日新聞社代理人

弁護士 秋山 幹 男



申し入れ書

前略

小職は、株式会社朝日新聞社（以下、朝日新聞社という）の代理人として、貴殿の名誉毀損行為に対し、以下のとおり申し入れます。

貴殿は、医療報道を考える臨床医の会の発起人代表として、「捏造報道の正当化・議論すり替えを図る朝日新聞」と題する声明を医療報道を考える臨床医の会のホームページに掲載しておられます。そして、その中で、2010年10月15日付朝日新聞朝刊社会面掲載のがんペプチドワクチン臨床試験に関する記事中の「私たちが知りたかった情報であり、患者にも知らされるべき情報だ。なぜ提供してくれなかったのだろうか」と当該臨床試験を行っている大学病院の関係者が話したとの部分について、「このコメントは非常に不自然、あり得ない内容であり、朝日新聞記者の捏造と考えます」と指摘しておられます。

しかし、朝日新聞の記者の取材に対し、当該臨床試験を行っている大学病院の関係者（取材源）が記事記載のとおり述べたことは確たる事実です。当該発言は重篤な有害事象を知らされなかった臨床試験関係者の発言として極めて自然で、誰もがあり得るものと受け止めるものと考えられますが、仮に不自然とお考えになったとしてもどうして「捏造」と断定することができるのでしょうか。また、貴殿らは、C a p t i v a

tion Networkが朝日新聞社に対する抗議文の中で「捏造の可能性が高い」「捏造と考えられる」としていることを理由としておられるように思われます。同抗議文は、朝日新聞の記者の対面取材を受けたのは大阪大学の関係者のみで、同大学関係者は記事にある発言をしていないことを確認したとしていますが、対面取材を受けたのは大阪大学関係者だけではなく、また、取材は対面取材ではありません。さらに、大学関係者は各大学とも多数います。調査は不完全なものです。調査に対し取材源が発言の事実を簡単に認めるとは考えられないこともご理解いただけるものと思います。貴殿らのホームページの「捏造」の記載は、全く根拠のないものです。

記事について「捏造」などと指摘するのは、新聞社に対する極めて重大な名誉毀損行為です。ただちにホームページから当該箇所を削除するとともに、訂正と謝罪の記事をホームページに掲載するよう要求いたします。また、貴殿は、医療報道を考える臨床医の会のホームページに、Captivation Networkの上記抗議文を掲載しておられますが、これも

朝日新聞社に対する重大な名誉毀損に該当しますので、適切な措置を取るよう求めます。要求に応じていただけない場合は法的措置を検討いたします。

本書面に対する貴殿のご見解を、本書面受領後1週間以内に、小職あて書面にてお示しくください。

なお、貴殿らがホームページで朝日新聞記事について指摘しておられる点については、2010年11月30日付朝日新聞朝刊掲載の「Q & A」及び朝日新聞社のアサヒ・コム内の医療サイト・アピタルに掲載した東京大学医科学研究所宛回答書をご覧ください。

草々

この郵便物は平成22年12月6日

第74219号書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

郵便認証司

平成22年12月 6日